【平成2年10月31日 政令第317号】

（改正後）

（第十三条　削除）

（改正前）

　（公開買付けによる買付けの条件及び方法）

**第十三条**　法第二十七条の四第三項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一　買付けの条件は、均一にすること。

二　買付けの期間は、法第二十七条の三第二項の規定による公告をした日から二十日以上で三十日以内とすること。

三　公開買付けに係る届出がその効力を生じた日以後は、買付価格（有価証券との交換の場合には、その交換比率とし、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の額を含む。次号及び第五号において同じ。）を引き下げないこと。

四　公開買付けに係る届出がその効力を生じた日以後に買付価格を引き上げた場合には、引上げ後の買付価格により買付けをすること。

五　法第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告（買付価格の変更に関する公告及び買付けの期間を経過した日以後に法第二十七条の二第二項において準用する法第七条又は第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出し又は提出を命ぜられた訂正届出書に係る公告を除く。）をした日から十日を経過する日までの間は、買付けの申込みに対する承諾又は売付け（有価証券との交換を含む。第七号及び第十号において同じ。）の申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）が契約の解除又は申込みの撤回をすることを認めること。

六　公開買付けに係る株券等の発行者である会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項について買付けの目的の達成に重大な支障となる変更がある場合には買付けの期間が終了するまでの間は契約の解除又は申込みの撤回をすることがある旨の条件を附した公開買付けをする場合を除き、契約の解除又は申込みの撤回をしないこと。

七　前号の契約の解除又は申込みの撤回をする場合及び次に掲げる条件を附した公開買付けをする場合を除き、買付けの申込みに対する承諾又は売付けの申込みがあつた株券等（以下この条において「申込株券等」という。）の全部の買付けをすること。

イ　申込株券等の総数が法第二十七条の二第一項に規定する書面（その訂正届出書で同項の規定による届出がその効力を生ずる時までに提出されたものを含む。）に記載された買付けをしようとする株券等の数（ロ及び第九号において「買付予定数」という。）に満たないときは、申込株券等の全部の買付けをしないこと。

ロ　申込株券等の総数が買付予定数をこえるときは、そのこえる部分の全部又は一部の買付けをしないこと。

八　前号ロに掲げる条件を附した公開買付けをする場合には、申込者から、その者の申込株券等の数に申込株券等の総数のうちに占める買付けをする株券等の数の割合を乗じて得た数を基準として大蔵省令で定めるところにより計算した数に相当する株券等の買付けをすること。

九　公開買付けに係る届出がその効力を生じた日以後は、買付けをする株券等の対価の種類（当該対価の全部又は一部が有価証券である場合には、その銘柄を含む。）、買付予定数及び第七号イ又はロに掲げる条件を変更しないこと。

十　買付けの申込みに対する承諾又は売付けの申込みは、公開買付代理人に受けさせること。

十一　買付けに係る事務は、公開買付代理人に行なわせること。ただし、当該事務のうち申込株券等の保管及び買付代金の支払に関するものは、銀行に行なわせることができること。

十二　買付代金の支払（交換に係る有価証券の引渡しを含む。）は、買付けの期間が終了した後遅滞なく行なうこと。

十三　第五号又は第六号の契約の解除又は申込みの撤回があつたとき、及び第七号イ又はロに掲げる条件に基づき申込株券等の買付けをしないこととなつたときは、遅滞なく、公開買付代理人又は銀行をしてこれらの者が保管する申込株券等を申込者に返還させること。

十四　買付けの期間が終了したときは、遅滞なく、買付けをする株券等の数その他大蔵省令で定める事項を記載した買付けに関する通知書を申込者に送付すること。

十五　買付けは、法令に従つて行なうこと。

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

　（公開買付けによる買付けの条件及び方法）

**第十三条**　法第二十七条の四第三項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一　買付けの条件は、均一にすること。

二　買付けの期間は、法第二十七条の三第二項の規定による公告をした日から二十日以上で三十日以内とすること。

三　公開買付けに係る届出がその効力を生じた日以後は、買付価格（有価証券との交換の場合には、その交換比率とし、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の額を含む。次号及び第五号において同じ。）を引き下げないこと。

四　公開買付けに係る届出がその効力を生じた日以後に買付価格を引き上げた場合には、引上げ後の買付価格により買付けをすること。

五　法第二十七条の三第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告（買付価格の変更に関する公告及び買付けの期間を経過した日以後に法第二十七条の二第二項において準用する法第七条又は第九条第一項若しくは第十条第一項の規定により提出し又は提出を命ぜられた訂正届出書に係る公告を除く。）をした日から十日を経過する日までの間は、買付けの申込みに対する承諾又は売付け（有価証券との交換を含む。第七号及び第十号において同じ。）の申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）が契約の解除又は申込みの撤回をすることを認めること。

六　公開買付けに係る株券等の発行者である会社の営業及び経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項について買付けの目的の達成に重大な支障となる変更がある場合には買付けの期間が終了するまでの間は契約の解除又は申込みの撤回をすることがある旨の条件を附した公開買付けをする場合を除き、契約の解除又は申込みの撤回をしないこと。

七　前号の契約の解除又は申込みの撤回をする場合及び次に掲げる条件を附した公開買付けをする場合を除き、買付けの申込みに対する承諾又は売付けの申込みがあつた株券等（以下この条において「申込株券等」という。）の全部の買付けをすること。

イ　申込株券等の総数が法第二十七条の二第一項に規定する書面（その訂正届出書で同項の規定による届出がその効力を生ずる時までに提出されたものを含む。）に記載された買付けをしようとする株券等の数（ロ及び第九号において「買付予定数」という。）に満たないときは、申込株券等の全部の買付けをしないこと。

ロ　申込株券等の総数が買付予定数をこえるときは、そのこえる部分の全部又は一部の買付けをしないこと。

八　前号ロに掲げる条件を附した公開買付けをする場合には、申込者から、その者の申込株券等の数に申込株券等の総数のうちに占める買付けをする株券等の数の割合を乗じて得た数を基準として大蔵省令で定めるところにより計算した数に相当する株券等の買付けをすること。

九　公開買付けに係る届出がその効力を生じた日以後は、買付けをする株券等の対価の種類（当該対価の全部又は一部が有価証券である場合には、その銘柄を含む。）、買付予定数及び第七号イ又はロに掲げる条件を変更しないこと。

十　買付けの申込みに対する承諾又は売付けの申込みは、公開買付代理人に受けさせること。

十一　買付けに係る事務は、公開買付代理人に行なわせること。ただし、当該事務のうち申込株券等の保管及び買付代金の支払に関するものは、銀行に行なわせることができること。

十二　買付代金の支払（交換に係る有価証券の引渡しを含む。）は、買付けの期間が終了した後遅滞なく行なうこと。

十三　第五号又は第六号の契約の解除又は申込みの撤回があつたとき、及び第七号イ又はロに掲げる条件に基づき申込株券等の買付けをしないこととなつたときは、遅滞なく、公開買付代理人又は銀行をしてこれらの者が保管する申込株券等を申込者に返還させること。

十四　買付けの期間が終了したときは、遅滞なく、買付けをする株券等の数その他大蔵省令で定める事項を記載した買付けに関する通知書を申込者に送付すること。

十五　買付けは、法令に従つて行なうこと。

（改正前）

（新設）